



平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヒ ュ ー ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兵 頭 利 広
(J A S D A Q : コード番号 8836)
問 合 せ 先 総 務 課 長 杉 山 顕 士
(T E L : 03 - 5575 - 6591)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 62 回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、事業の再構築に伴い、本日「商号の変更に関するお知らせ」にて開示しましたとおり株式会社ヒューネットの商号を平成 21 年 1 月 1 日をもって株式会社ライズに変更すべく、現行定款第 1 条（商号）の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。
また、当該附則規定につきましては、実施時期経過後これを削除するものといたします。
- (2) 当社は、本店を東京都北区に、また東京支店を東京都港区に置いて事業を展開しておりますが、本支店を東京都港区に統合することにより、業務効率の向上と経営の迅速化および機動的かつ積極的な営業展開を行うため、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都北区から東京都港区に変更するものであります。
- (3) 当社の公告方法について、幅広く企業情報を開示することおよび手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第 4 条（公告方法）を変更するものであります。また、不測の事態が発生した場合に備えて、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (4) 当社は、本日（訂正）「第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせにて開示しましたとおり、現行定款第 17 条（取得請求権）を変更するものであります。
- (5) 当社は、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、現行定款第 34 条（取締役会の決議方法）を変更するものであります。
- (6) 当社は、取締役会の決議により機動的に剰余金の配当等を行うことが出来るようにするため、現行定款第 57 条（期末配当金）および第 58 条（中間配当金）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社ヒューネットと称し、英文では <u>H U N E T Inc.</u> と表示する。 (目 的) 第 2 条 (条文省略) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都<u>北</u>区に置く。 (公告方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第 5 条～第 16 条 (条文省略) (取得請求権) 第 17 条 本優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会決議で定める対価を請求することができる期間中、当該決議で定める対価として、普通株式または本条第 2 項の対価のどちらかを当該株主の選択により交付を請求することができる。	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 当社は、株式会社 <u>R I S E</u> と称し、英文では <u>R I S E Inc.</u> と表示する。 (目 的) 第 2 条 (現行どおり) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都<u>港</u>区に置く。 (公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第 5 条～第 16 条 (現行どおり) (取得請求権) 第 17 条 本優先株主は、<u>平成 20 年 7 月 31 日以降、平成 29 年 7 月 31 日までの間、優先株式について、その選択により、本条第 2 項に定める普通株式または第 4 項に定める金銭の交付を請求することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2 <u>本優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会決議で定める対価を請求することができる期間中、当該決議で定める対価として、前1項の対価または優先株式1株の払込金額相当額の現金のどちらかを当該株主の選択により交付を請求することができる。一部取得請求するときは、按分比例の方法により行なう。</u>	2 <u>本優先株主は、前項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、優先株式1株につき普通株式数4株の割合で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当会社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、株式の併合が行われた場合、または株式の分割が行われた場合、本優先株主による当該転換請求により本優先株主が取得する普通株式数は、優先株式発行日の発行済普通株式総数と、当該普通株式の発行、当該株式併合、または当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	3 <u>本優先株主が前項の転換を請求する場合、転換を請求する当該優先株式数について、制限を受けない。</u>
(新 設)	4 <u>本優先株主が、第 1 項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、当会社に対して、優先株式 1 株につき 50 円の交付を請求した場合、当会社は、当該金銭の交付と引き換えに、当会社の取締役会決議による承認を経て、優先株式を取得する。但しかかかる優先株式の取得請求権に基づく当会社の優先株式の取得は、法令の範囲内で、かつ当該取得日の直前事業年度の末日現在における分配可能額の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当しまたは支払うことを決定した金額および買取の効力発生日が属する営業年度において、既に取得が実行または決定された金額の合計額を控除した金額を限度とする。</u>
(新 設)	5 <u>前項の請求により取得すべき優先株式の価額の合計が、前項の但書に定める金額を超える場合、当会社は、当該株主の当該優先株式数に応じてこれを按分して取得するものとする。</u>
第 18 条～第 33 条 (条文省略)	第 18 条～第 33 条 (現行どおり)
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)
第 34 条 取締役会の決議は、取締役の <u>3 分の 2 以上</u> が出席し、出席した取締役の <u>3 分の 2 以上</u> をもって行なう。	第 34 条 取締役会の決議は、取締役の <u>過半数</u> が出席し、出席した取締役の <u>過半数</u> をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
第 35 条～第 56 条 （条文省略）	第 35 条～第 56 条 （現行どおり）
（期末配当金）	（剰余金の配当等の決定機関）
第 57 条 当社は、株主総会決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。	第 57 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	2 （削 除）
（中間配当金）	（剰余金の配当の基準日）
第 58 条 当社は、取締役会決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。	第 58 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
（新 設）	2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
（新 設）	3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（新 設）	附則
（新 設）	第 1 条 第 1 条は、平成 21 年 1 月 1 日をもってその効力を生ずる。
（新 設）	第 2 条 本附則は、附則第 1 条の効力発生日をもって削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 20 年 6 月 25 日（水曜日）

定款変更の効力発生予定日

平成 20 年 6 月 25 日（水曜日）

以 上